

奥州市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月2日

奥州市監査委員 及川新太

奥州市監査委員 松本富二郎

奥州市監査委員 及川梅男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成25年5月16日

本監査 平成25年5月17日

(2) 監査の対象とした部課等名

議会事務局

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度(平成24年4月1日から平成25年4月30日まで)における財務等に関する事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

平成24年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

(5) 監査執行上の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、政務調査費、議員報酬及び費用弁償の監査において、及川梅男監査委員を除斥した。

2 監査の結果

財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。